

Title	ハンス・ヨアヒム・シュナイダー著 『犯罪学 少年刑法 行刑一九七六年』
Sub Title	Hans Joachim Schneider, Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug, 1976
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.5 (1977. 5) ,p.85- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770515-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770515-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Hans Joachim Schneider,

### Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug, 1976.

ハンス・ヨアヒム・シュナイダー 著

#### 『犯罪学 少年刑法 行刑 一九七六年』

一 本書の著者ハンス・ヨアヒム・シュナイダーは、現在、西ドイツのミュンスター大学教授であり、法学部長を二期つとめている。シュナイダーの人と業績については、かつて、本誌上で紹介したことがあるので、詳しいことはそれにゆずりたい（法学研究四五卷一〇号、昭和四七年、八七頁以下、同四八卷六号、昭和五〇年、九九頁、同五〇卷四号、昭和五二年、二二四頁）。フライブルク大学犯罪学・行刑学研究所の助手としてヴェルテンベルガーのもとで研究生活に入り、次いで、ハンブルク大学の少年刑法・刑事政策ゼミナールを主宰するジーヴァーツのもとでさらに研鑽を積み、一九六九年に教授資格を取得し私講師となり、一九七一年にミュンスター大学の教授になった人であるが、研究者の道に入ったのは、実は、ケルン大学のポーネ

紹介と批評

の指導のもとで学位を取得したことに始まる。シュナイダーの師事したこれら三人の学者は、西ドイツの刑事法学研究者の中でも、特に、諸外国の学者との交流を積極的に試みた人々であり、その影響が彼の学問傾向に色濃く残っている。刑事法の文献の中に、一九六一年にはじめて登場したのは、社会防衛会議についての報告であり、以後、主要な国際会議に出て、犯罪学の分野での国際的動向に怠りなく注意を払っていることは、その数多くの著作に見られるところである。英米の犯罪者処遇の実情に通じているのは勿論、東欧諸国にも積極的に出かけてゆき、その状況についてもできるだけ正確な情報を集める努力をしていることも、特筆しておいてよいであろう。さらに、此の人の著書には、本書を含め最近、わが国の犯罪の実状、犯罪者処遇の状況に関する記述が多くみられる（例を以て *Kriminologie. Wissenschaft vom Verbrechenopfer*, 1975）。これは、一九六三年に *Recht der Jugend* 誌上に「西原春夫氏と連名で発表した論文「日本における少年犯罪と少年裁判制」において示された日本への関心が、最近、次第に大きくなっていったことによる。私は、一九六九年に西ドイツの全犯罪学会、一九七三年にイスラエルでの第一回国際被害者学シンポジウム、同年九月のベルグラードでの第七回国際犯罪学会の席上でシュナイダーと議論を重ねてゆくうちに親交を持つに至り、昭和四九年九月に来日する機会を造り、翌五〇年一〇月には、ミュンスター大学に招聘され、半年間、同氏と日本の犯罪に関する共同研究を行なった（その成果は、*Vergleichende Kriminologie: Japan* とうかなり長編の論文としてまとめられ、同氏の

八五 (七八七)

編集の Handwörterbuch der Kriminologie. Ergänzungsband. 1977. S. 1 ff. に登載された。

二 本書は「西ドイツの学生の間で、「ペー・デー・ペー (Prüfe Dein Wissen. Fälle in Frage und Antwort, Heft 20)」という愛称でよばれ、国家試験用に愛用されている叢書の一冊として刊行された。ペー・デー・ペーには、刑法総論、各論をヘルマン・プライ、刑訴法をクラウス・ロクシンが担当しており、それぞれ刑事法で受験する学生の必携の書となつている。本叢書の副題が示す通り、本シリーズは、質問と解答が交互に出され、一問一答式にその知識を整理する工夫がこらされているが、内容的には、判例や学説の引用もかなり詳細であり、著者によつては、自分の論文にこの著書の当該箇所を引用するほど力を入れているものもある。プライとロクシンの著書とシュナイダーの近著とを比べると、まず第一に気づくことは、前二者の場合、一頁を左・右の欄に分け、左側に質問、右側に解答という形式で印刷してあるのに対して、シュナイダーの場合には、通常の著書と同じスタイルで本文を組んでおり、質問の長さに比べると、解答が一だん詳しい。最近、公刊された「犯罪学の基礎(補充)」という犯罪学大事典第二巻第七分冊に発表されたシュナイダーの論文には、本書の中で解説のある最近の犯罪学理論の部分が殆んどそのまま転用されているのである。

この著書には、英米を主とした諸外国の新しい学問の成果が極めて数多く登場している。しかも、それらは、驚くほど多数の文献を渉猟し、メモをとつた資料を縦横に駆使してまとめられたもので

ある。私がミュンスターに滞在したのは、この仕事がようやく大づめに近づいていたときであつた。二〇畳ほどの大きな勉強部屋の三面が本箱となつており、項目別にトレーラーの上に文献が積まれ、それぞれの本にタイプされたメモがはさまり、一寸した工場のような趣があつた。最近のドイツの学者は、小型の口述用テープレコーダーをフルに活用しているが、シュナイダーの場合もその例にもれず、原稿はすべてテープにふき込んであり、それを夫人がタイプで清書していた。ケルン大学在学中に知り合つたという此の夫人は、人柄のよい、有能な秘書役をも見事にこなす賢夫人である。ともすれば、神経質で、気分が不安定になるシュナイダーを精神的に支えて、仕事をしやすい環境を造る良き夫人であると思つた。

かつて、ラートブルフ夫人から聞いた話であるが、ラートブルフの場合は、メモを手にして夫人に口述し、速記してもらい、夫人がタイプで清書した原稿をさらに推敲して文章をねつたとのことであるが、西欧の学者の場合には、こうした陰の協力者の体制がしつかりしている例が少くない。シュナイダーの場合、夫人の協力でその著作に際し、最も信頼しうる「書き手 (Schreibkraft)」が確保されているのは、大へん恵まれたことだと言わねばならない。

三 本書は、犯罪学、少年刑法、行刑法の三部に分かれている。本文四六四頁のうち、第一部「犯罪学」には、二八〇頁、第二部「少年犯罪と少年刑法」には八二頁、第三部「行刑」には一〇二頁が割かれていることにも示されているように、第一部が極めて大きな比重を占めている。

著者が私に語つたところによると、近い将来、犯罪学のレーアブーフと行刑に関する新書版の著書を出す予定であるとか。そのいづれにも、日本のデーターがフルに用いられる筈であり、ミュンスターでの私の講義案と講義資料、科警研報告の内容をテープにふき込んだ口述のメモがその際、大いに活用されることになるう。

以下、主として、第一部「犯罪学」によりつつ、本書の内容を紹介したい。

導入部では、「犯罪学者の役割」につき、「犯罪学者は、社会の従者でもなければ、社会に対するバルチザンでもない」「犯罪学者は、研究と教育を用いて、犯罪者と被害者、社会とそのグループ、社会的な統制の過程における代表者（警察・裁判所・行刑当局者）の諸問題を解明することに努めねばならない」とする。

第一節「犯罪学の常識」では、ガロファロの自然犯の概念、犯罪学の学際科学性、ドイツ語圏の犯罪学の特徴、アメリカ犯罪学の概況を問ひ、解答を示している。

第二節「現代における犯罪学の傾向」では、まず多元因子論、エンゲルスの所説に対する検討、少年非行における下層階層の社会構造的圧迫と家族構成やインタールマン・モーザーの仮説の批判、ピナテルやディ・トゥリオらの提唱する「臨床犯罪学」、インタールマン・ニズムの批判、「ニュー・クリミノロジー」「クリティカル・クリミノロジー」「ラディカル・クリミノロジー」を提唱する諸学説の詳細な解説と批判（これらの項目では、ハワード・ベッカー、さらには、フ

ランク・タンネンバウムやエドウィン・レマートの所説に遡つた検討がなされている、殊に、最近の西ドイツの左翼系の犯罪学者、フリッツ・ザック、ドロテア・ペーターズとヘルガ・ペーターズ、ハンス・ハーファールカンブラに対する激しい批判が見られる。次いで、ヒルデ・カウフマンの「法学的犯罪学」の検討でこの節を終える。

第三節「犯罪理論」では、犯罪生物学（XYYの実証研究にもふれる）、殊に、ナチス時代のその乱用について検討し、ボンガーやマルクスの「経済条件と犯罪」の仮説の批判、精神分析学的犯罪学の検討、深層心理学的犯罪理論、アードラーらの個人心理学的犯罪理論、文化葛藤の理論が扱われている。勿論、それぞれの項目で、今日の犯罪学者の論著を縦横に引用して、詳しい批判的な分析を行なつて

いる。

第四節は「被害者学」を簡単に扱う。被害者学の任務、被害原因的な状況、加害者・被害者関係、被害者補償などにつき模範解答を示す。

第五節は、「犯罪学の方法」であつて、経験科学的調査、パイロット・スタディーの意義、行動調査などについて検討を加え、オップとポイケルトの行なつた裁判官の判決活動に関する実証研究（一九七一年）に関しては、特に一項を設けて詳細な批判を加えている。

第六節「社会的逸脱行動」では、主としてマツアとシュールの論述により、社会的逸脱の本質、殊に、レットルをはることで逸脱者が生じるといふ、スティグマと社会的プロセスに関する基本的な仮説の説明に当たり、次いで、売春に関する問題点を論述する。

第七節「犯罪と犯罪統計」では、まず、「暗数(ドイツ語では、Dunkelfeld という言葉を用いるのが最近の例である)とその調査法を論ずる。ここには、暗数調査についての最近のアメリカや西ドイツの業績が多くとりあげられ、批判的に検討されている。本節では、犯罪統計の持つ限界、殊に、東独と西独の犯罪実態の比較の困難さが指摘されており、統計的にみた西独、オーストリア、アメリカの犯罪状況の比較と分析が注目をひく。

第八節「犯罪の現象形態」はかなり長い部分である。ここでは、交通犯罪、経済犯罪、組織犯罪(米・独・伊の組織暴力犯罪の比較が興味深い)、政治犯罪、ナチスの犯罪、女性犯罪と老人犯罪、職業的犯罪者などのテーマについて、内外の文献、最近のデータを駆使して、詳しい検討を行なっている。

第九節「犯罪の原因」では、戦争と犯罪、工業化と犯罪、家庭の状況と犯罪、加害者・被害者の関係など、犯罪を惹起する要因につき、多方面にわたる考察が展開されている。

第一〇節「マスメディアと犯罪」、第一一節「犯罪予測」、第一二節「個別犯罪の犯罪学」においても、最近の犯罪学の諸成果がコンパクトに、しかも正確に紹介され、極めて有用な情報が見られる。

第三節「犯罪に対する社会の反作用」において、フリッツ・ザック、リュディガー・ラウトマン、ヨハネス・フェースト、ドロテア・ペーターズ、マンフレット・ブルステンら西ドイツの名だたる「犯罪社会学者」が、口をきわめて西ドイツの社会統制の公式機

関の現状を非難し、警察、裁判所、行刑の各機関を「逸脱者のステータスへと徴募する機構 (Rekurierungsinstitutionen in den Status des Abweichenden)」とよび、「徴募の過程の地位関連性」というているのに対して、これに強く反論している。ラベリング理論に対して、今日、西ドイツではマルクス主義的な解釈をする一派がいるのに対して、シュナイダーはこれに激しく反論を加えている (Schneider, *Kriminologie (Grundlagen) — Ergänzung*, in: Sieverts-Schneider (Hrsgg.), *Handwörterbuch der Kriminologie*, 2. Aufl., 2. Bd. 7. Lieferung, 1977, S. 515 ff., insbes. S. 534 f.)。その立場は、かなり保守主義的であるので、これらの論者からの反論が当然出でくるであろうが、今後の論争の推移は大へん興味深いものがある。

四 第二部と第三部については、詳しく紹介することをやめ、本書の一つの特色である日本の状況についての解説にふれることにする。

第二部に、「少年非行に対する形式のおよび非形式的な反作用」と題する第三節があり、ここでは、少年非行が主として家庭内の葛藤により生じるところから、その解決に当り、家庭裁判所に管轄をもたせるべきであるというカナダの法制度改革委員会の提案を例題に出し、日本の家庭裁判所の活動状況を詳しく紹介した後、「少年裁判所に對し、いかなる批判があるか」「アメリカ、日本、フランスではこの批判からどのような帰結を導き出したか」を問う。そしてその解答として、わが国の家庭裁判所における審判の雰囲気、そこでのスティグマを回避するための方策、保護手続と保護処分の現状につき

述べ、さらに、少年法改正の動向にふれている。これらの説明は、キューネ助教と私の共著から引用している。

「行刑」に関する第三部の第四節「施設内における自由刑の執行」の例題は、日本の矯正施設における被収容者の数の激減の状況、保護司と保護会の活動状況にふれ、施設収容と社会復帰の問題につき質問と解答を試みている。

そして、最終章の「犯罪の成立と統制における社会の意義」の九五問で、わが国の犯罪が、成人・少年ともに近年減少傾向にあるという例題を掲げ、「日本において、犯罪の減少は何に起因するか」という問いを設けている。ここでは、英文で公刊されている日本の実務家の論文（アジア極東犯罪防止研修所の英文資料である）が用いられ、わが国の犯罪統制の現状について紹介がなされている。民衆と警察の関係が深いこと（これは、西ドイツの状況と比較すれば、問題にならない程緊密な関係にある）、民間篤志家が保護司として多数参加していること（西ドイツの保護観察制と比べると、——日本の保護観察制度に問題はあるにせよ——はるかに機能的である）、日本社会が犯罪人対策について、積極的に協力している状況を説いている。

この最後の九五問は、日本を語るることによつて、西ドイツの人々、殊に若い学生に、犯罪人処遇の今後の姿を暗示しようとする著者の姿勢がうかがわれる。

日本の学者には、自分の国の刑事政策に対して、サディスティックな批判を加える者がいる。しかし、犯罪の増加に悩み、その対策に苦慮している外国の学者や実務家にとつては、わが国の現実には

学ぶべき多くのものがある。この状況は、今日、刑事政策に関心をもち外国の専門家の間で、広く深く情報として伝わり、関心の的となつている。今後、外国で日本の犯罪の状況、日本の矯正の現状について質問を受けることが多くなると思われる。その際、いたずらにマジョビズムの批判的言辞を弄することは、相手に失望を与えるだけに終ることになるといふ事実を忘れてはなるまい。

現に、西ドイツに一寸出かけてきて、気のきいた（と思つてゐるらしい）見聞記を書いている者が、ドイツの学界において日本についての情報が少ないことをなげいてみせている。認識不足も甚だしいといわなければならない。その見聞が、ベルリン自由大学のスタッフから得た情報によつているとするなら、それは、相手の勉強不足によるものであつて、現実はずう。

日本の刑事法、犯罪学、刑事政策に関して、内外の学者や実務家の手による欧文の紹介論文、著書は、今や一八〇点の多くにのぼつている。ただ、当今の研究者がその所在場所をしつかり把握していないだけのことではないか。たしかに、われわれは、先人や同僚の残した仕事を正確にフォローし、これを情報化する作業を怠らつてきた。だが、これらの埋もれている文化財は、人に気づかれなないだけで、現に存在しているという事実には変りはない。そして、軽薄な人間の目につかないだけの話であつて、利用しようとするれば、手の届くところに放置されているだけのことである。

五 本書は、学生の試験対策用の本ではあるが、内容的にはかなり高度なものである。国家試験の口答試問に、これほどまでの知識

が要求されるのかと人は問うかも知れない。ところが、現実には、それが必要なのである。

ミュンスターで経験したことだが、国家試験の選択科目用として、本書の三つの部分は、いずれも筆記試験、レポート、口述試験に際して最低限度必要な知識を体系的に叙述している。練習問題に対して提出されたレポートの採点に当つて、助手達は、この本原稿からメモを作成し、それを採点の基準としてきびしい評価をしていた。

口述試験の場合にも立ち会つたことがあるが、わが国の司法試験の口述の場合のように、一人が一五分から二〇分の短かい間に、二、三の質問を受けるのは異なり、中間に一時間の休みを置いて、実質五時間にわたり、四人の試験官から質問の集中砲火を浴びせられる。学生は、五人ひと組となつて、試験を受けるのであるが、分らないと次の人に質問が向けられてゆく。正解がなされると、テーマはどんどん掘り下げられてゆくので、途中から次の受験者に質問が向けられれば、より深い知識の用意がないと、たちまち立ち往生してしまうのである。本書の問題と解答を読んでゆくと、油汗を流しながら四苦八苦して答えていた学生の顔を思い出す。西ドイツの国家試験の水準を知るためにも、本書は一読に価するといえよう。

六 以上、本書の内容について、その概略を紹介した。これを著者から贈られ、内容に目を通したとき、まず考えたのは、日本の犯罪学が国際的水準からみて、かなり遅れているということであつた。最近、わが国で公開された一連の犯罪学(犯罪心理学、犯罪社会学とい

う名称をもつものを含めて)関係の著作で、ニュー・クリミノロジー、ラベリング理論、インターアクションリズムその他、本書において紹介され、消化されている一連の学説や仮説について、これだけ詳細に論述されているものがあるだろうか。刑法理論学と比べて、犯罪学の場合には、その知識の交換と研究成果についての情報化は比較的内容易であり、国際的討議の場での知的交流は、必ずしも困難ではない筈である。しかしながら、諸外国の人々の間で、固有の概念や用語を駆使して議論が展開されているとき、わが国の学界では、殆んど意識されず、共通の問題とはなつていないテーマに当面するならば、ただ困惑し、沈黙を余儀なくされるのがおちである。これは、まことに不幸なことだと言わねばならない。

第二次大戦後、西ドイツの犯罪学は、しばらくの間、沈滞していた。英米、北欧の学者の議論が、華やかに登場し、わが国の犯罪学の分野で積極的にこれを取りあげる者が多かつた。その間、しかし、西ドイツの学会では、次第にそれら諸国の仮説や実証研究に学んで、殊に若い世代の研究者や実務家が、実績をあげていたのである。わが国の犯罪学研究者の間には、「西ドイツの犯罪学は思弁的にすぎる」という、抜き難い固定理念が横溢していたといつて過言ではない。だが、現実は大きく動いていた。クリミノローギッシュ・ジュルナルという雑誌に登場していた、若い犯罪学者の論文をつぶさに検討していた者にとつては、少しも不思議なことではなかつたが、ドイツ研究財団や連邦警察局の資金援助を受けて、あちこちの大学で大型のプロジェクトが企画され、実行に移され、それが今や、

次々と公刊されている（その一部は、『西ドイツにおける被害者研究の現状について』という小論の中で紹介した。これは、小川太郎博士古稀祝賀論文集に登載される予定である）。

そして、今、学生の国家試験準備のための本ではあるが、犯罪学の最も新しい情報を体系的に整理した本書が出た。日本の学者も、実務家も、この本の内容をつまみに検討することによって、われわれの間にわたらかまづている古めかしい犯罪学理論に固執することの陋固とした態度を反省し、国際的な動向に目を向け、古いものから脱却する勇氣を持たなければならぬ。さもなければ、世界の犯罪学の流れからとり残され、小世界の中に安住する自閉的な集団に墮してしまふことは必然の勢いであるといふべきであらう。 宮澤 浩一

Robert G. Wesson,

## Why Marxism?: The Continuing

### Success of a Failed Theory.

New York, Basic Books, Inc.,  
Publishers, 1976, vi + 281pp.

ロバート・G・ウェッソン 著

『なぜマルクス主義か——失敗した

理論の持続する成功』

《西欧マルクス主義》は、逆説的に言えば、マルクスの思想発展を

紹介と批評

邁行している。ジョージ・リヒトハイムの『マルクスからヘーゲルへ』といった著書は、それを象徴的に示したものであらう。マルクス自身が哲学から政治・経済（科学的理論）へという方向をたどつたこと、あるいは、哲学の方法や認識論の問題を乗りこえようと努力したことは初期マルクスの諸作品とか『ドイツ・イデオロギー』のうちに窺うことができるし、エンゲルスの『反デュリング論』によつて証左されてもいよう。しかしながら、現代の著名なマルクス主義者たち——ルカーチの『歴史と階級意識』およびコルシュの『マルクス主義と哲学』を嚆矢として——には、マルクス以前の哲学に立ち帰らうとする思想解積がきわめて特徴的であるばかりでなく、彼らの依りどころとする思想家はきわめて多彩であり、また必ずしも一致したものではない。例えば、ルカーチ、アドルノ、マルクゼ等のヘーゲル、デルラ・ヴォペのルソー、アルチュセールのフィヒテ、カント、ゴルドマンのバスキカル等。

右と関連して、現代マルクス主義者のおびただしい著作にみられる傾向は、先ず専門哲学者の教養によつて生みだされた、特殊化された晦渋な言語と、主題の特異な変奏であらう。彼らの主たる問題関心は、革命的大衆へのアピールではなく、いわゆる「上部構造」の文化の分析に向けられていることであらう。ごく常識的に例示してみれば、ルカーチのヨーロッパの小説批評や美学研究、アドルノの音楽批評、ベンヤミンの『複製時代における芸術』や『ポードレル論』、マルクゼの『エロスと文明』、サルトルの『聖ジュネ』や『フロアベール』等。これらの精度の高い知的作品が、それぞれ魅